

事 務 連 絡
令和7年8月22日

各都道府県防災担当主管部（局） 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（生活環境担当）付

学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について（依頼）

平素より、防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

学校施設の整備に当たっては、災害時には避難所としての役割も果たすことから、学校施設のバリアフリー化を推進していくことが重要です。

この度、防災担当主管部局と各都道府県教育委員会等との連携を円滑に進めることを目的として、学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について、文部科学省より各都道府県教育委員会教育長等あてに通知を発出するとともに、文部科学省から内閣府に対して事務連絡（別紙）を発出したところです。

については、防災担当主管部局におかれましても、避難所の良好な生活環境の確保を一層推進する観点から、学校施設におけるバリアフリー化の推進について、教育委員会等との連携を進めていただきますようお願いいたします。

各都道府県防災担当主管部局におかれましては、貴管内市町村の防災担当主管部局に対して、その旨周知していただきますようお願いいたします。

【問合せ先】

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（生活環境担当）付
阿部、藤川、平塚、宮本（TEL：03-3501-5693（直通））

事務連絡
令和7年8月22日

内閣府政策統括官（防災担当）
参事官（生活環境担当）付

国土交通省総合政策局
共生社会政策課

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部
施設企画課

学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について（依頼）

平素より、文部科学行政各般にわたりご理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

学校施設の整備に当たっては、障害のある児童生徒が支障なく安心して学校生活を送ることができるようにするとともに、災害時における避難所など地域のコミュニティの拠点としての役割も果たすことから、学校施設のバリアフリー化を推進していくことが重要です。

文部科学省では、「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」の下に「学校施設のバリアフリー化の推進に関する検討部会」を設置し、今後の学校施設のバリアフリー化の在り方及び学校施設バリアフリー化推進指針の改訂について、具体的・専門的な検討を行い、このたび、「学校施設バリアフリー化推進指針」を改訂するとともに、公立の小中学校等（義務教育学校及び中等教育学校（前期課程）を含む。）におけるバリアフリー化について、令和12年度末までの5年間に着実に整備を行うための整備目標を定め、このことについて、別添通知のとおり、文部科学省から都道府県教育委員会等へ周知を行いました。

学校施設のバリアフリー化を計画的に推進するためには、当該地方公共団体における全体的な中・長期の行政計画やバリアフリー化整備計画等の上位計画との整合を図りつつ、学校、家庭・地域（自治会、障害者団体等）、行政（教育委員会、営繕部局、都市計画部局、財政部局、防災部局等）等の参画により、幅広く関係者の理解・合意を得ながら、学校施設のバリアフリー化に関する整備計画を策定することが重要です。

つきましては、国土交通省におかれては、各市町村が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化促進方針や基本構想（以下、「基本構想等」という。）を策定・見直しをする際等に、各地域の状況に応じて適宜、学校設置者との連携が図られるよう、各都道府県及び市区町村の基本構想等の策定等に関わる都市計画等の担当部局へ本通知の内容を情報共有していただくようお願いします。また、内閣府におかれては、避難所のバリアフリー化を学校設置者と連携して取り組まれるよう、各都道府県及び市区町村の防災部局へ本通知の内容を情報共有していただくようお願いします。

【本件担当】

大臣官房文教施設企画・防災部 施設企画課 指導第一係

電話：03-6734-2291 E-mail：shisetulead-1@mext.go.jp

「学校施設バリアフリー化推進指針」の改訂と、令和 12 年度末までの公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標を通知するとともに、学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について依頼するものです。

7 文科施第 413 号

令和 7 年 8 月 22 日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 公 私 立 短 期 大 学 長
各 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長 殿
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長

蝦 名 喜 之
(公 印 省 略)

学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について（通知）

学校施設の整備に当たっては、障害のある児童生徒が支障なく安心して学校生活を送ることができるようにするとともに、災害時における避難所など地域のコミュニティの拠点としての役割も果たすことから、学校施設のバリアフリー化を推進していくことが重要です。

このため、文部科学省においては、「学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について（通知）」（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 文科施第 969 号。以下「推進通知」という。）等において、学校施設のバリアフリー化を一層進めるよう要請してきたところです。

文部科学省では、令和 7 年 1 月に「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」（主査：奈須正裕 上智大学総合人間科学部教育学科教授。以下、「調査研究協力者会議」という。）の下に「学校施設のバリアフリー化の推進に関する検討部会」（部会長：高橋儀平 東洋大学名誉教授。以下、「部会」という。）を設置しました。部会において、今後の学校施設のバリアフリー化の在り方及び学校施設バリアフリー化推進指針の改訂について、具体的・専門的な検討を行い、調査研究協力者会議において「今後の学校施設のバリアフリー

化の推進に関する取組について」（参考 1 参照）を取りまとめ、文部科学省において「学校施設バリアフリー化推進指針」を改訂（別添 1 参照）するとともに、公立の小中学校等（義務教育学校及び中等教育学校（前期課程）を含む。以下同じ。）におけるバリアフリー化について、令和 12 年度末までの 5 年間に着実に整備を行うための整備目標を定めました（別添 2 参照）。

つきましては、各学校設置者におかれては、今般改訂した学校施設バリアフリー化推進指針を活用するとともに、下記の点に留意の上、学校施設のバリアフリー化を着実かつ迅速に進めるようお願いします。

また、このことについて、各都道府県教育委員会におかれては域内の市区町村教育委員会等に対して、各都道府県におかれては、所轄の学校法人等に対して周知するようお願いします。

記

1. 公立小中学校等施設における整備目標等を踏まえた早期のバリアフリー化について

公立小中学校等施設におけるバリアフリー化について、令和 2 年度から令和 6 年度までの整備状況の推移を確認すると、一定の進捗は認められるものの、令和 7 年度末まで国の整備目標に対して進捗が十分でない状況にあります。このたび定めた令和 12 年度末までの整備目標については、この状況を踏まえ、これまでの整備目標を早期に達成することを目指すこととしております。

更に、この整備目標の達成に向けて、その取組を推進し、また、バリアフリー化の整備内容の質の担保のため、

- ・早期のバリアフリー化を図るため、令和 12 年度までに原則全ての学校設置者において、バリアフリー化に関する整備計画や方針が策定されること
- ・令和 12 年度時点で新築・改築、大規模改修の整備を検討している学校設置者において当事者参画が実施されること

を目標としています。

この目標を踏まえ、学校設置者におかれては、校舎及び屋内運動場において、バリアフリートイレやスロープ等による段差解消、エレベーターの整備等のバリアフリー化の整備に早期に取り組むようお願いします。特にエレベーターの設置については、配慮を要する児童生徒等の垂直移動の基礎的整備であることから、その重要性を十分に認識し、計画するようお願いします。その際、技術的な事情等により早期にエレベーターの整備が行えない場合にも、当面の措置として、法令適合の段差解消機等の活用も含めてきめ細かに計画するようお願いします。なお、簡易な階段昇降機や階段昇降車は、バリアフリー法に基づくエレベーターの定義に含まれていないことに留意しつつ、法令に基づいたエレベーター等を整備するようお願いします（別添 3 参照）。

また、インクルーシブ教育システムの構築及び災害時の避難所としての利用等の観点から、学校種や設置主体の別にかかわらず、学校施設のバリアフリー化を一層推進する必要があることから、公立小中学校等以外の学校施設についても、公立小中学校等の整備目標を参考にしつつ、取組を進めるようお願いします。

なお、推進通知では、令和 7 年 6 月施行の建築物移動等円滑化基準の見直し内容につい

て、既存学校施設にバリアフリースイレやエレベーター等を整備する際に既存不適格建築物における法令への対応が生じた場合について等を通知しておりますので、こちらの内容についても留意するようお願いいたします。加えて、国土交通省の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（参考2参照）及び「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」（参考3参照）についても参考にするようお願いいたします。

2. 関係部局との連携について

学校施設のバリアフリー化を計画的に推進するためには、当該地方公共団体における全体的な中・長期の行政計画やバリアフリー化整備計画等の上位計画との整合を図りつつ、学校、家庭・地域（自治会、障害者団体等）、行政（教育委員会、営繕部局、都市計画部局、財政部局、防災部局等）等の参画により、幅広く関係者の理解・合意を得ながら、学校施設のバリアフリー化に関する整備計画を策定することが重要です。

このため、地方公共団体における関係部局との連携が図られるよう、本通知については、国土交通省及び内閣府に、各都道府県及び市区町村の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化促進方針や基本構想の策定等に関わる都市計画等の担当部局及び防災部局へ情報共有するよう依頼をしております。各学校設置者におかれては、必要に応じて、まちづくりや避難所整備の観点で関係部局とも連携し、学校施設のバリアフリー化を推進していただくようお願いいたします。

3. 学校施設のバリアフリー化に係る国庫補助等について

公立小中学校等施設のバリアフリー化の加速に向けて、各学校設置者の取組を支援するため、令和3年度より、バリアフリー化のための改修事業について、国庫補助率を1／3から1／2に引き上げています。また、別添4に記載のとおり、公立小中学校等以外の学校種にも活用可能な補助等がございますので、ご検討ください。

4. 今後の文部科学省における取組について

部会では、既存施設等におけるバリアフリー化促進のための新たな取組についても検討を行いました。今後、文部科学省では、自治体での取組の横展開、アドバイザーの紹介・派遣等を行う学校施設のバリアフリー化に関するプラットフォームの構築等を行う予定です。公表の際には改めて周知いたしますので、これらも活用いただきながら、バリアフリー化の取組を進めていただくようお願いいたします。

(別添資料)

- 別添 1 学校施設バリアフリー化推進指針（令和 7 年 8 月、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部）
- 別添 2 公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標
- 別添 3 学校施設に対するエレベーターの国の整備に係る留意事項
- 別添 4 学校施設のバリアフリー化に係る国庫補助等

(参考)

- 参考 1 今後の学校施設のバリアフリー化の推進に関する取組について（令和 7 年 8 月 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/074/toushin/mext_02159.html
- 参考 2 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和 7 年 5 月 国土交通省）
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001892119.pdf>
- 参考 3 建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン（令和 7 年 5 月 国土交通省）
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001892108.pdf>
- 参考 4 学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について（通知）（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 文科施第 969 号）
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/2022/mext_00002.html

【本件担当】

大臣官房文教施設企画・防災部 施設企画課 指導第一係

電 話：03-6734-2291 E-mail：shisetulead-1@mext.go.jp

学校施設バリアフリー化推進指針

令和 7 年 8 月

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部

平成16年3月24日作成

令和2年12月25日改訂

令和7年8月22日改訂

はじめに

近年では、障害の有無や性別、国籍の違い等に関わらず、分け隔てのない社会の実現を基本理念として、物理的・心理的なバリアフリー化を進め、インクルーシブな社会環境を整備していくことが求められており、学校施設においても、障害等の有無に関わらず、誰もが支障なく学校生活を送り、互いに支え合うなかで共に学び、育つことができるインクルーシブな学校環境を整備していく必要がある。

そうした中で、令和2年5月、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）及び同法施行令の一部改正により、一定規模以上の新築等を行う場合に建築物移動等円滑化基準（以下「バリアフリー基準」という。）の適合義務の対象となる特別特定建築物として、公立の小中学校等が新たに位置付けられた。また、既存の当該建築物についても同基準の適合の努力義務が課せられることからこのような状況を踏まえ、令和2年7月に設置した「学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議」において、既存施設を含めた学校施設におけるバリアフリー化等の推進方策等について報告書が取りまとめられ、これを踏まえて、令和2年12月に学校施設バリアフリー化推進指針の改訂や公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標を示し、学校施設のバリアフリー化を推進してきたところであるが、令和6年9月時点における学校施設のバリアフリー化の進捗状況については、令和7年度末までの整備目標に対して、十分な進捗が見込めていない状況にある。

また、令和6年6月のバリアフリー法施行令の改正により、トイレ等に係るバリアフリー基準の見直しがされ、また、バリアフリー法関連の動向として、当事者参画の取組の推進等が議論されるなど、今後の学校施設の整備においても、より質の高いバリアフリー化が求められる状況にある。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正により、令和6年4月より、学校法人も合理的配慮の提供が義務化されることとなった。加えて、令和4年に成立した「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を踏まえた情報アクセスの確保の視点や令和6年に策定された「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」（障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部）を踏まえ、障害のある児童生徒等への配慮はもとより、障害のある保護者が学校行事等へ参加することへの配慮も求められる。

文部科学省においては、これらの状況を踏まえ、令和7年1月に「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」のもとに「学校施設のバリアフリー化の推進に関する検討部会」を設置し、今後の学校施設のバリアフリー化の着実な推進に向けた検討を進めているところである。近年の物価高騰などの影響による、建設工事における入札不調・不落の発

生や、設備等の納期の遅延により、工期に遅れが生じるなど、計画通りに整備が進められない状況が生じていることや、老朽化した学校施設への対応や少子化等に伴う学校の適正規模・適正配置に係る検討、地域コミュニティ形成の場としての役割、避難所としての耐災害性強化等の国土強靱化への対応、脱炭素化への貢献など様々な課題、社会的要請等への対応も求められているなどの学校施設整備を取り巻く社会情勢にも対処しながら、今後、一刻も早い整備目標の達成等に向けて取り得る対応を着実に進めて行く必要がある。特に、取組が遅れている学校設置者においては、児童生徒の分け隔てのない学びの保障に関わることであることを十分に認識しつつ、今後、各学校設置者において、本指針を活用し、既存施設を含めて所管する学校施設のバリアフリー化を着実かつ迅速に進めていただくことが重要である。

【本指針を活用するに当たっての留意事項】

○本指針の位置付け

本指針は、学校施設のバリアフリー化を推進していく観点から、学校施設のバリアフリー化に関する基本的な考え方及び学校施設のバリアフリー化等を図る際の計画・設計上の留意事項を示したものである。

地方公共団体等の学校設置者は、学校施設のバリアフリー化を図るため、関係法令等（※）の規定に基づくことはもとより、本指針及び後述する学校施設整備指針の関係留意事項に十分配慮すること。

※ バリアフリー法並びに地方公共団体が制定しているバリアフリー条例及び福祉のまちづくり条例等に基づく関連基準を指す。関連として、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（国土交通省作成）への適合・整合もあわせて検討する。

○本指針の適用範囲

本指針は、学校施設を新築、増築、改築する場合に限らず、既存施設を改修する場合も含め、学校施設を計画及び設計する際の留意事項を示したものである。

○本指針の表現

本指針においては、おおむね次のような考え方で記述している。

「～重要である。」：児童生徒等が安全かつ円滑に利用できる施設を整備する観点から標準的に備えることが重要なもの

「～望ましい。」：より安全に、より便利に利用できるように備えることが望ましいもの

「～有効である。」：障害のある児童生徒等をはじめ、施設利用者の特性や施設用途等に応じて付加・考慮することが有効なもの

○学校施設整備指針との関係性

「学校施設整備指針」は、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示したものである。

学校施設整備指針においては、特別支援学級関係室や、通級による指導のための関係室をはじめ、特別の支援を必要とする児童のための指導上必要なその他の空間など、特別支援教育の推進のための学校施設の計画・設計上の留意事項を詳細に記載するとともに、多様な障害の状態等に応じた詳細な留意事項についても記載している。

このため、学校施設のバリアフリー化を図る際には、学校施設バリアフリー化推進指針と併せ、学校施設整備指針の記載についても参照すること。

目 次

はじめに

第1章 学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方

1	学校施設のバリアフリー化等の視点	1
(1)	障害のある児童生徒等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように配慮	2
(2)	関係者及び当事者の参画による理解・合意の形成	2
(3)	学校施設のバリアフリー化等の教育的な意義に配慮	2
(4)	運営面でのサポート体制等との連携を考慮	3
(5)	地域住民の学校教育への参画と生涯学習の場としての利用を考慮	3
(6)	災害時の避難所となることを考慮	3
(7)	まちづくりとの連携	4
2	既存学校施設のバリアフリー化の推進	4
(1)	バリアフリー化に関する合理的な整備計画の策定	4
(2)	計画的なバリアフリー化に関する整備の実施	5

第2章 学校施設のバリアフリー化等に係る計画・設計上の留意点

1	計画・設計上の基本的留意事項	6
(1)	関係者及び当事者の参画による理解・合意の形成	6
(2)	適切な整備目標の設定	6
(3)	バリアフリー化等の事後点検の実施	6
2	わかりやすく、円滑に建物に至ることができる配置計画	6
(1)	外部から建物に出入りしやすい建物配置	6
(2)	建物間の移動がしやすい建物配置	7
(3)	安全で移動しやすい敷地内通路	7
(4)	建物から円滑に移動でき、利用しやすい屋外運動場	7
(5)	利用しやすい駐車場	8
3	わかりやすく、快適に動きやすい平面計画	8
(1)	どこにでも円滑に移動できる平面計画	8
(2)	動線が簡明な平面計画	8

(3) 認知・把握がしやすい明確な空間構成	8
(4) 安全で移動しやすい避難経路の確保	8
(5) 誰にでもわかりやすい案内表示	9
4 使いやすく、安全で快適な各室計画	9
(1) 利用しやすい教室等	9
(2) 移動しやすい屋内の通路	10
(3) 円滑に利用できる階段	10
(4) 利用しやすいエレベーター	11
(5) 誰もが利用できる便所	11
(6) 出入りしやすい教室等の出入口	13
(7) 建物に出入りしやすい昇降口、玄関	13
(8) 操作がわかりやすく、学習しやすい建築設備	14
(9) 利用しやすい家具	14
(10) 適切な照明設備	14
(11) 明確な色彩計画とサイン計画	15

おわりに

第1章 学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方

1 学校施設のバリアフリー化等の視点

学校施設は、多くの児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場である。したがって、児童生徒等の健康と安全を十分に確保することはもちろん、快適で豊かな空間として整備することが必要である。また、学校施設は、地域住民にとって最も身近な公共施設として、まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するとともに、地域の防災拠点としての役割を果たすことが重要である。

また、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、互いを認め、支え合い、誰もが自信と誇りをもって社会に参画し、障害の有無や、性別、国籍の違いなどに関わらず、人々がともに、安全・安心に生き生きと暮らしていくために、その基盤となる学びの環境整備を力強く推進することが重要である。

これまでに「障害者基本法」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」などの関連法の整備が進められるとともに、「障害者の権利に関する条約」が批准されたことに伴い、国・地方公共団体等や学校法人も含む事業者による合理的配慮を提供することや、インクルーシブ教育システムを構築し、障害のある児童生徒等の教育環境を充実させることが求められている。さらに、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級指導を受ける児童生徒の数が増加傾向にあること等を踏まえ、バリアフリー法及び同法施行令が改正され、令和3年4月から一定規模以上の新築等を行う場合にバリアフリー基準の適合義務の対象となる特別特定建築物に、公立の小中学校等が新たに位置付けられるとともに、既存の当該建築物についても同基準適合の努力義務が課せられていることや、令和7年6月からは、バリアフリー基準における車いす使用者用便所の設置の規定等の充実が図られたことから、学校施設のバリアフリー化をより一層推進していくことが重要である。

また、これからの学校教育を支える基盤的なツールとして、ICTはすべての児童生徒に必要な不可欠なものとなっている。とりわけ特別な支援を要する児童生徒にとっては、各種情報のやりとりを行うに際し有用であることはもとより、ICTの活用が将来の社会参画を促進し、生涯にわたって生活の質を大きく向上させる可能性があることを認識することが重要である。そのため、学校施設のバリアフリー化を推進すると同時に、障害のある児童生徒の教育環境を充実させるためにもICTの活用を推進することが重要である。

このような状況を踏まえ、各種法令や学校を取り巻く様々な社会情勢や災害時の避難所運営等を踏まえた基礎的な条件整備として、新たに学校施設を整備する際には、児童生徒、教職員、保護者、地域住民等の多様な人々が利用しやすいように、ユニバーサルデザインの観点から計画・設計することが重要である。また、既存施設においても、ユニバーサルデザインの考え方を念頭に、児童生徒等が安全かつ円滑に施設を利用する上で障壁となるものを取り除くための方策等について十分に検討し、必要に応じて段階的な整備を行うなど、計画的にバリアフリー化を推進することが重要である。

その際、校舎や屋内運動場などの建物内部はもとより、建物間や駐車場から建物までの

経路等も含めて学校内の円滑な移動が確保できるようバリアフリー化を目指すことが重要である。また、様々な障害の状態等も考慮しつつ、段差等の物的な障壁だけでなく、色や光、形などの視覚や、音響などの聴覚、手触りなどの触覚、匂いなどの嗅覚を含む感覚に関するものや、情報アクセス、偏見や差別などの心理的、社会的なもの、性的マイノリティの観点など、あらゆるものが障壁になる可能性があることを考慮しながら、バリアフリー化を検討していくことが重要である。

(1) 障害のある児童生徒等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように配慮

障害のある児童生徒が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育¹を推進するため、児童生徒の障害の状態や特性等を踏まえつつ、一人一人の児童生徒の教育的ニーズを踏まえた指導・支援の実施を考慮した施設環境を計画することが重要である。また、近年の激甚化・頻発化する災害への対応として、洪水や津波等の水害発生時の垂直避難も含め、災害時において児童生徒等が安全に避難することができるよう、適切な避難経路を確保することが重要である。

なお、障害のある児童生徒に配慮した対策は、児童生徒のみならず、教職員、保護者、地域住民等、病気や怪我をした人も含め多様な人々が施設を安全かつ円滑に利用するための対策としても重要である。また、「令和の日本型学校教育」の姿として、個別最適な学びと協働的な学びを実現するに当たって、学校の多様性や包摂性を高める中で、障害のある児童生徒等への障壁を取り除くという捉え方だけでなく、障害の有無に関わりなく、一緒に学び、生活し、どの児童生徒等にとっても心地よい空間を整えるといったウェルビーイングを確保するといった観点から、バリアフリーに対する認識を捉えなおすことも重要である。

(2) 関係者及び当事者の参画による理解・合意の形成

学校施設のバリアフリー化を計画的に推進するためには、当該地方公共団体における全体的な中・長期の行政計画やバリアフリー化整備計画等の上位計画との整合を図りつつ、学校、家庭・地域（自治会、障害者団体等）、行政（教育委員会、営繕部局、都市計画部局、財政部局、防災部局等）等の参画により、幅広く関係者の理解・合意を得ながら、学校施設のバリアフリー化に関する整備計画を策定することが重要である。その際、児童生徒や教職員、保護者、また、地域の避難所となることなどを踏まえ、学校施設を利用する地域の障害者、高齢者、妊産婦等の意見を聞き、検討することが重要である。

(3) 学校施設のバリアフリー化等の教育的な意義に配慮

「障害の社会モデル」を理解し、障害者を含むすべての人の相互理解を深めるなど、心のバリアフリーを推進することが重要である。同時に、バリアフリー化された学校施設は、障害の有無に関わらず、児童生徒等の分け隔てのない学校生活を可能とするだけでなく、

¹ 学校教育法第72条、同法第81条参照

その利用を通じ、児童生徒に対して多様な他者への理解を深める学習効果が期待できるものであり、関連する教科等において具体的に活用することが重要である。また、学校施設の整備の計画、設計に際して、児童生徒や教職員を含む当事者参画を行うことにより、バリアフリー化の質の向上を図ることはもとより、障害やそれから生じる困難等への理解を深め、心のバリアフリーの推進の取組にもつなげていく視点が重要である。

インクルーシブ教育システムの構築に資するため、学校施設の整備においては、小学校、中学校及び特別支援学校などとの間の連携を含め、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、各々の教育的ニーズに応じ、交流及び共同学習を安全かつ円滑に実施できる施設となるように、計画することが重要である。また、教育的な意義の観点から、地域の障害者や高齢者などとの交流活動を安全かつ円滑に実施できるよう配慮することも重要である。

(4) 運営面でのサポート体制等との連携を考慮

障害のある児童生徒等に対しては、施設のバリアフリー化のみならず、教材・教具の工夫や、補聴システムや文字表示などの設備・装置・サービスの導入、安全かつ円滑に利用できる便所等の工夫など、ハード面での配慮に加え、施設をより利用しやすくする運営・管理、人的支援等ソフト面との連携やその充実などについても考慮することが重要である。また、医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等をはじめ、学習面だけでなく生活面においても個々の状況に応じ、人的サポートや補助器具等が必要となる場合があるため、学校施設の整備においては、これらのサポート体制と連携した計画とすることが重要である。

(5) 地域住民の学校教育への参画と生涯学習の場としての利用を考慮

学校施設は、学校・家庭・地域の連携・協働に基づく生涯学習の基盤であり、「社会に開かれた教育課程」の実現や地域とともにある学校づくりを進めていくため、保護者、地域住民等が学校運営に参画し、学校の様々な教育活動を支援する取組も行われることから、学校の教育活動への地域の人材の受け入れなど、多様な利用を考慮した計画とすることが重要である。

(6) 災害時の避難所となることを考慮

学校施設は、災害発生時には地域の避難所としての役割も果たすことから、あらかじめ学校設置者と各地域の防災担当部局との間で、運営方法を含めたお互いの役割を明確にししながら、避難所として必要となる機能について、地域の高齢者や障害者等の様々な人々が利用する観点から、これら関係の団体等の参画も得ながら、計画することが必要であり、各地域の災害対策として、その整備手法も含め、校舎のみならず、屋内運動場や敷地内通路なども含めた学校全体のバリアフリー化を計画することが重要である。また、良好な避難生活など求められる防災機能を発揮できることや水害時等の垂直避難など災害時の避難経路・方法が確保された学校施設として計画することが重要である。

(7) まちづくりとの連携

学校施設のバリアフリー化の推進に当たっては、バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針²や基本構想³における生活関連施設⁴として学校を位置付けることにより、都市計画等の担当部局等と連携して、まちづくり全体の観点から学校施設のバリアフリー化に取り組むことも重要である。

2 既存学校施設のバリアフリー化の推進

学校施設のバリアフリー化を一層推進していくためには、既存学校施設のバリアフリー化を積極的に推進することが重要である。

(1) バリアフリー化に関する合理的な整備計画の策定

地方公共団体等の学校設置者は、これまで述べた学校施設のバリアフリー化等に関する基本的な考え方を踏まえ、第2章で述べる計画・設計上の留意事項を参考として、既存学校施設のバリアフリー化に関する整備計画を早急に策定し、計画的にバリアフリー化を推進していくことが重要である。

既存学校施設のバリアフリー化に関する整備計画を策定するには、まず、所管する学校施設のバリアフリー化の現状に加え、配慮を要する児童生徒や教職員の在籍状況、避難所の指定状況等を調査し、施設利用者の安全かつ円滑な利用に対する障壁を的確に把握するとともに、域内全体としての実態を総合的に整理する。その後、それらの障壁を取り除くための整備方法を検討するとともに、必要となる経費を試算するなど全体の事業量を把握する。さらに、配慮を要する児童生徒等の入学等の予定や将来動向の推計も含めた障害のある児童生徒の在籍状況等を踏まえ、重点的・優先的に対応すべき施設・設備を明確化した上で、各学校施設のバリアフリー化に関する整備目標を設定し、設定した整備目標を教育振興基本計画や個別施設計画等の中長期的な計画に今後適時に反映することも含めて、所管する学校施設に係る合理的な整備計画を早期に策定することが重要である。特にエレベーターの設置については、配慮を要する児童生徒等の垂直移動の基礎的整備であることから、その重要性を十分に認識し、計画することが重要である。その際、技術的な事情等により早期にエレベーターの整備が行えない場合にも、当面の措置として、段差解消機⁵等の活用も含めてきめ細かに計画することが重要である。

² バリアフリー法第24条の2に基づき、高齢者、障害者等が日常生活、社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設等を含み、それらの施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区等において、旅客施設、建築物、道路等のバリアフリー化を推進するために、市町村が作成する方針

³ バリアフリー法第25条に基づき、高齢者、障害者等が日常生活、社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設等を含み、それらの施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区等において、旅客施設、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために、市町村が作成する基本的な構想

⁴ 高齢者、障害者等が日常生活、社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設等で、移動等円滑化促進方針や基本構想において設定される施設

⁵ バリアフリー法施行令第19条第2項第6号に規定する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（平成18年12月15日国土交通省告示第1492号）

なお、バリアフリー化に関する整備計画の策定に際しては、人的対応等のサポート体制の構築と連携して、段階的な整備目標を設定することも有効である。

(2) 計画的なバリアフリー化に関する整備の実施

設置者は、所管する学校施設に係る整備計画に基づき、計画的に学校施設のバリアフリー化に関する整備を実施することが重要である。

具体的には、障害のある児童生徒等が安全かつ円滑に学校施設を利用するための障壁を取り除くという観点からは、円滑に利用できる便所の整備、校内を円滑に移動するための通路の確保やエレベーター等の設置が重要である。加えて、個々の障害の状態や特性等に応じた適切な整備を実施することが重要である。その際、関係部署と連携し、幼稚園や保育園等の児童福祉施設等から、配慮を要する児童生徒等の入学に関する情報を早期に把握し、計画的にバリアフリー化を行うことが重要である。

また、建物部位や単位空間のバリアフリー化といった部分的な整備にとどまることなく、建築物全体の安全かつ円滑な移動、利用しやすさ等を念頭において計画・設計を行うことが重要であり、学校施設の長寿命化改修の機会を活用することだけでなく、長寿命化改修の実施までに期間を要する場合には、児童生徒が学校で過ごせる期間を見据えたうえで、あらゆる機会をとらえて早期にバリアフリー基準に適合するよう整備することが望ましい。加えて、迅速に段階的整備を進める観点から、小修繕や既製品を用いる等によりきめ細かく対応することが重要である。

この際、新築・改築や改修などの各場面で達成できるバリアフリー化の程度や対応できる障害への程度も考慮しつつ、児童生徒や教職員、保護者等の当事者も含む関係者間での相互理解や合意形成を図りながら、整備の計画や実施を行うことが重要である。

第2章 学校施設のバリアフリー化等に係る計画・設計上の留意点

1 計画・設計上の基本的留意事項

(1) 関係者及び当事者の参画による理解・合意の形成

学校施設のバリアフリー化を推進するためには、施設整備に関する企画、基本設計、実施設計及び施工の各段階において、学校、家庭・地域（自治会、障害者団体等）、行政（教育委員会、営繕部局、都市計画部局、財政部局、防災部局等）等の参画による総合的な検討を行うことが重要である。その際、児童生徒や教職員、保護者、また、地域の避難所となることなどを踏まえ、学校施設を利用する地域の障害者、高齢者、妊産婦等の意見を聞き、検討することが重要である。

(2) 適切な整備目標の設定

学校施設のバリアフリー化に関する整備に際しては、個々の学校における施設利用者の特性、施設用途、立地環境、運営面でのサポート体制等に対応し、重点的・優先的に対応すべき施設・設備を明確化した上で、適切な整備目標を設定することが重要である。整備目標の設定に当たっては、新たに整備する学校施設のみならず、既存学校施設においても多様な人々が安全かつ円滑に利用できるように、ユニバーサルデザイン⁶や児童生徒等のウェルビーイングの観点から検討することが重要である。

なお、整備目標は必要に応じて段階的に設定し、計画的に整備することも有効である。

(3) バリアフリー化等の事後点検の実施

学校施設を常に教育の場として好ましい状態に維持し、安全かつ円滑に利用するためには、日常の点検・補修や定期的な維持修繕が必要であり、これらを行いやすい計画とすることが重要である。

施設利用者からのニーズの進展や多様化に対し、改修整備等を柔軟かつ段階的に実施できるように計画することが重要である。また、事後点検を実施する組織を設置し、定期的に施設利用者と情報交換等を行い、施設のバリアフリー化等が利用者の特性やニーズに的確に対応した仕様等になっているか、その状況について点検し検証することは、バリアフリー化の更なる普及のために重要である。

2 わかりやすく、円滑に建物に至ることができる配置計画

(1) 外部から建物に出入りしやすい建物配置

敷地境界及び駐車場等から明確で、できる限り段差のない建物配置とすることが重要である。

⁶ ユニバーサルデザイン：あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

(2) 建物間の移動がしやすい建物配置

- ① 校舎間、校舎と屋内運動場間等の移動については、動線が短く、できる限り円滑な平面移動が可能な建物配置とすることが重要である。
- ② 児童生徒数の将来動向を的確に検討、把握し、校舎の増改築など建物間の移動に影響する要因を敷地全体で十分に検討するなど、長期的な視野に立った建物配置とすることが重要である。

(3) 安全で移動しやすい敷地内通路

- ① 敷地境界及び駐車場から建物の出入口までの通路、建物間の通路等の敷地内通路は、歩行者と車の動線を分離した計画とし、安全かつ円滑に利用できるものとするのが重要である。
- ② 敷地内通路は、できる限り段差を設けず、表面は滑りにくい仕上げとすることが重要である。やむを得ず段差が生じる場合は、適切な幅員及び勾配のスロープ、段差解消機等を設置することが重要である。また、路面の雨水処理には十分に留意することが重要である。
- ③ スロープや階段を設ける場合は、安全で使いやすいように、その手前に存在を認識できる注意喚起のための措置を講じるとともに、適切な幅員及び勾配とし、手すりの設置等に配慮することが重要である。なお、階段の上端に隣接する部分には点状ブロック等を敷設することが重要である。
- ④ 津波等災害時の緊急避難場所への避難路は、車いすの利用者等の利用も踏まえ、スロープとすることが重要である。この場合に、適切な勾配を確保することが困難な場合は、周囲の助けを得て押し上げてもらうことを前提とした勾配のスロープとすることも有効である。また、災害時の避難時間を短縮するために、避難経路を複数確保することが望ましい。
- ⑤ スロープの上下端部、踊り場は、車いすの利用者も含め、施設の利用者の円滑な移動が可能となるよう、十分な面積を確保することが望ましい。
- ⑥ 通路やスロープを横断する排水溝等の蓋は、通路面との段差をなくし、蓋のスリット等は杖や車いすのキャスタ等が落ちないように配慮することが重要である。
- ⑦ 視覚障害者が道路と敷地の境界から受付やインターホン等の案内設備まで安全に到達できるように、音声・点字等による案内の設置又は視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設することが重要である。
- ⑧ 階段、スロープ等は、認識しやすいように他の部分と色相や明度、彩度の差を大きくしたり、材質を使い分けるなどの配慮をすることが重要である。

(4) 建物から円滑に移動でき、利用しやすい屋外運動場

建物の出入口から屋外運動場へ至る通路には、できる限り段差を設けないように計画することが重要である。やむを得ず段差が生じる場合は、適切な幅員及び勾配のスロープ、段差解消機等を設置することが重要である。また、人工芝の種類などの屋外運動場の表層

の仕様についても、車いす使用者等の移動のしやすさ等も勘案して、計画することが重要である。

(5) 利用しやすい駐車場

- ① 建物の出入口に到達しやすい安全な位置に、十分なスペースを持つ車いす使用者等の利用する駐車場を確保することが望ましい。
- ② 車いす使用者等の利用する駐車場には、わかりやすい表示をすることが望ましい。

3 わかりやすく、快適に動きやすい平面計画

(1) どこにでも円滑に移動できる平面計画

- ① 学校施設の同一階においては、できる限り段差を設けず、平面移動が可能な計画とすることが重要である。やむを得ず段差が生じる場合は、適切なスロープ、エレベーター、段差解消機等を設置することが重要である。
- ② 障害のある児童生徒等が利用する教室等が複数階にわたる場合には、エレベーター等の昇降設備を設置することが重要である。

(2) 動線が簡明な平面計画

- ① 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒がともに利用することに配慮して、児童生徒の利用スペースを集約して計画したり、可能な限り遠回りとならない動線を設定する等、動線が簡明な平面計画とすることが重要である。
- ② 児童生徒等が、それぞれの教室や共用のスペース等を必要に応じて円滑に移動することができるように明確な動線を設定することが重要である。

(3) 認知・把握がしやすい明確な空間構成

建物内での自分の位置を認知・把握しやすくするとともに、教職員が児童生徒の行動を見通せるように、明確な空間構成とすることが重要である。

(4) 安全で移動しやすい避難経路の確保

- ① 災害時の避難経路は、できる限り段差のない経路を確保するとともに、明確な動線とし、屋外又は一時待機スペースまで可能な限り一人でも避難できるように配慮した計画とすることが重要である。なお、一時待機スペースから屋外までの避難及び一人で避難することが困難な児童生徒等の避難については、運営面でのサポート体制と連携し、安全かつ円滑に実施できるように配慮した計画とすることが重要である。
- ② 多人数が同時に利用する施設を避難階以外の階に計画する場合は、複数の避難動線を設定する等、非常時の迅速な避難に配慮した計画とすることが重要である。
- ③ 避難経路は、児童生徒が日常的に利用している経路と同一になるように配慮することが望ましい。

- ④ 防火戸は、車いす使用者が通過できる仕様のものを設置することが重要である。

(5) 誰にでもわかりやすい案内表示

- ① 案内表示は、建物の出入口やエレベーターホールなど、動線の要所に、視覚障害者の中でも弱視者にとっては視線から遠い案内表示を認知しづらいなど障害等の特性に応じて、利用者が認知しやすく、通行の支障にならない位置、高さに設置し、日本産業規格（J I S）の案内用図記号⁷を用いるなど、わかりやすいものとすることが重要である。
- ② 屋外運動場、屋内運動場、図書館等の学校開放や災害時の指定緊急避難場所等として不特定多数の者が利用する施設は、外部から認識しやすい位置、大きさと施設名を表示することが重要である。
- ③ 視覚障害者の利用に配慮して、点字表示や案内・サインの拡大表示等を適切な位置及び高さに設置することが重要である。
- ④ 視覚障害者や聴覚障害者の利用に配慮して、避難口誘導灯は自動火災報知器と連動して誘導音、点滅機能及び非常文字表示装置等を設置することが望ましい。

4 使いやすく、安全で快適な各室計画

(1) 利用しやすい教室等

- ① 柱や壁のコーナーの面取りを行うとともに、できる限り突起物、支障物をなくすなど、鋭利な凹凸のない空間とし、多様な行動に対し十分な安全性を確保することが重要である。
- ② 反響等による聴こえづらさを低減するため、適正な吸音性能を持つ天井、壁材を採用することが重要である。特に、一定の静寂さを必要とする空間については、適度の遮音性を持つ仕様とすることが重要である。
- ③ 安全性、快適性に配慮して、適度に弾力性があり、柔らかな手触りや暖かみのある素材を採用することが有効である。
- ④ 障害のある児童生徒の学習方法に配慮して、教室内に教材・教具等が適切に配置できるスペースを確保したり、障害に応じた専用の学習空間、障害のある児童生徒が落ち着きを取り戻すことのできるカームダウンスペース等⁸を設置できるように計画することが有効である。特にオープン型の教室については、必要に応じて、空間を小空間に区切れるような工夫をすることが有効である。また、運営面での対応と連携し、障害の状態等に応じて、多様な学習形態による活動を可能とする観点から、教室内の動線を確保したり、騒音や雑音、視覚的な刺激を避けるように計画することが有効である。

⁷ 案内用図記号：日本産業規格の JIS Z 8210（案内用図記号）により規定。

⁸ 様々な感覚的な刺激を提供することで、心身のリラックスや落ち着きを促すなどの効果をもたらすスヌーズレンルームなどの活用も含む

- ⑤ 屋内運動場のステージ等については、可動式のものも含め、スロープやエレベーター、段差解消機の設置などにより、車いす使用者等の昇降に配慮することが重要である。
- ⑥ 階段状の教室等については、バリアフリー法における劇場等の規定を参照しながら、車いす使用者の移動に留意し、車いす使用者用のスペースを設けることが重要である。
- ⑦ 職員室など、主に教職員が使用する室についても、配慮の必要な教職員が利用することも想定し、円滑な移動等が可能となるよう計画することが重要である。

(2) 移動しやすい屋内の通路

- ① 屋内の通路は、滑りにくい仕上げとし、必要に応じ、滑り止めを設けることが重要である。また、できる限り段差を設けず、突起物、支障物をなくすなど、安全でわかりやすい動線となるように計画することが重要である。やむを得ず段差が生じる場合は、適切なスロープ、エレベーター、段差解消機等を設置することが重要である。
- ② 屋内通路は、安全かつ円滑に利用できる幅員を確保することが重要である。
- ③ スロープは、車いす使用者だけでなく、多様な人々が安全で使いやすいように、勾配、手すりの設置等に配慮することが重要である。
- ④ 床と壁の立ち上がりの境を視認しやすくするため、床と壁の仕上げは、色相や明度、彩度の差を大きくしたり、材質を使い分けるなどの配慮をすることが望ましい。
- ⑤ 車いす使用者に配慮して、必要に応じて通路の壁には車いすフットレストあたりを設置することが有効である。
- ⑥ 障害のある児童生徒等の利用に配慮して、必要に応じて滑りにくい材質の手すりを設置することが有効である。
- ⑦ 通路内に休憩できるスペースを設ける場合は、児童生徒等の移動に支障がないように配慮しながら、腰掛け等を設置するとともに、車いす使用者のスペースにも配慮することが有効である。
- ⑧ 空間の認知が難しい児童生徒等が自分の位置が把握しやすいよう、階ごとに案内表示の色を分けたり、目的地までの動線が把握しやすいよう記号表示、番号表示等を付したりするなどの工夫を行うことも有効である。

(3) 円滑に利用できる階段

- ① 階段は、安全かつ円滑に利用できる幅員及び勾配を確保するとともに、表面は滑りにくい仕上げとし、必要に応じ、滑り止めを設けることが重要である。
- ② 階段は、段の上端と下端を認識しやすくするため、色相や明度、彩度の差等に配慮することが重要である。
- ③ 主要な階段は、直階段又は折り返し階段とし、踏面及び蹴上げの寸法は一定とすることが重要である。
- ④ 階段には、踊り場等の空間を、非常時の避難や転倒時の危険防止等にも配慮しつつ計画することが重要である。

- ⑤ 段鼻は、識別しやすく、つまずきにくいものとすることが重要である。
- ⑥ 階段の上端に隣接する部分には点状ブロック等を敷設することが重要である。
- ⑦ 手すりは、視覚障害者にとっては有効な誘導サインともなるため、設置位置などに留意し、連続して設置することが望ましい。
- ⑧ 視覚障害者の利用に配慮して、階段上下端部の手すりに階数を点字で表示することが有効である。

(4) 利用しやすいエレベーター

- ① エレベーターは、障害のある児童生徒等が利用しやすいように、主要な経路に隣接して設置し、案内表示を適切に設置することが重要である。
- ② エレベーターの間口、かごの形状・大きさ、操作盤の位置、手すり等は、障害のある児童生徒等の利用に配慮して設置することが重要である。
- ③ エレベーター乗降ロビーは、前面に車いす使用者が回転できるスペースを確保することが重要である。また、車いす使用者が直進でエレベーターに進入又は退出できるように設置することが望ましい。
- ④ 障害のある児童生徒等が、休憩時間内の教室移動の際などに円滑に移動できるよう、要所にエレベーターを設置することが重要である。
- ⑤ エレベーターのかご及び昇降路の出入口の戸には、エレベーターのかごの中を見通すことができるガラス窓を設置することが望ましい。
- ⑥ 視覚障害者の利用に配慮して、エレベーター乗降ロビーの押しボタンやかご内の操作盤等に、点字等の表示を行うことが望ましい。
- ⑦ 聴覚障害者の利用に配慮して、緊急時の応答等の音声情報を視覚情報等でも表示することが望ましい。

(5) 誰もが利用できる便所

- ① 洋式便器を採用するなど、生活様式や児童のニーズ等を踏まえた便所を計画することが重要である。また、障害のある児童生徒、教職員及び学校開放時又は避難所開設時の高齢者、障害者等の要配慮者の利用を踏まえた多様な便所を計画することが重要である。
- ② 便所は、障害のある児童生徒等の利用に配慮した計画とし、車いす使用者が円滑に車いすから便座に移動でき、支障なく便座を利用できるよう腰掛便座や手すり等の配置や十分な空間が確保された車いす使用者用便房を各階に設置することが重要である。この際、介助等の観点や施設の規模、利用者のニーズ等を考慮しつつ、男女共用の便房を一つ以上計画することが望ましい。
- ③ 車いす使用者用便房を設置する便所については、便所及び便房の出入口並びに通路について、車いす使用者の通行が可能な幅員を確保することが重要である。
- ④ 高齢者、障害者用の便器、手すり等の設備を設置した便房、オストメイト対応の水洗器具を、一般の便所内あるいは適切な位置に確保することが重要である。

- ⑤ 床面は滑りにくい仕上げとし、便所及び便房の出入口並びに通路は段差をなくするとともに、出入口に戸を設ける場合には円滑に利用できる仕様とすることが重要である。
- ⑥ 小便器の一個以上は、床置き式又は壁掛式低リップ⁹とし、手すりを設置することが重要である。
- ⑦ 車いす使用者などの障害のある児童生徒等が休憩時間内の教室移動を円滑に行えるよう、車いす使用者用便房を配置することが重要である。とりわけ、新築・改築時のバリアフリー基準への適合が求められる場合はもとより、長寿命化改修等の大規模な改修時の機会を活用して、各階かつ障害のある児童生徒等が使いやすい位置に車いす使用者用便房を設置することが重要である。
- ⑧ 車いす使用者用便房、オストメイト対応の水洗器具、オムツ交換台、シャワー等の設置などを組み合わせてバリアフリーストイレ¹⁰とする場合については、バリアフリーストイレ以外の便所と一体的又はその出入口の近くなど、適切な位置に設置するとともに、車いす使用者の利用に支障が生じないように、整備する箇所に配慮することが望ましい。また、オムツ交換台については、利用する児童生徒等の体格も考慮して、大型のベッドを設置するなどの対応も重要である。この際、車いす使用者が円滑にできるよう、十分な広さを持った便房とすることが重要である。
- ⑨ 車いす使用者用便房には、緊急通報ボタンを設置することが重要である。
- ⑩ 洗面台の一個以上は、座位でも容易に使用できる高さ、使いやすい水栓の設置、車いすでひざ下が入るスペースの確保等の措置を講じることが重要である。
- ⑪ 視覚障害者の利用に配慮して、洗浄ボタン、ペーパーホルダー等の機器の配置については、日本産業規格（JIS）¹¹を踏まえ、統一することが望ましい。
- ⑫ 視覚障害者の利用に配慮して、案内板等に便所の位置及び男女の別を点字等により表示することが重要である。
- ⑬ 視覚障害者や聴覚障害者の利用に配慮して、便房の戸に使用中か否かの表示装置を設置するなど、わかりやすいものとすることが重要である。
- ⑭ 聴覚障害者の利用に配慮して、緊急時であることを知らせるための光警報装置を設置することが望ましい。
- ⑮ 屋内運動場に車いす使用者用便房等障害のある人が利用できる便所がない学校については、災害時に避難所となることを想定し、校舎等の隣接する建物の便所と共有して使用できるようにしたり、障害のある人も使用できるマンホールトイレ等の災害時用トイレの設置を計画したりするなどの対策も重要である。

⁹ 壁掛式低リップ：前方に張り出した受け部（リップ部）が床置き式と同様に低く設計されている小便器。

¹⁰ バリアフリーストイレ：障害のある児童生徒、高齢者、身体障害者、乳幼児を伴う者等が容易に利用できるように、腰掛便座、手すり、オストメイト用の汚物流しや水栓、オムツ交換シート等の設置や、車いすの回転や介助者の同伴等多様な動作が可能な空間が確保されている便房の総称。

¹¹ 日本産業規格の JIS S 0026（公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置）

(6) 出入りしやすい教室等の出入口

- ① 出入口は、車いす使用者の通過を妨げるような段差を設けず、やむを得ず段差が生じる場合は、適切なスロープ等を設置することが重要である。また、出入口の幅は、非常時の児童生徒等の避難や、学校開放時の高齢者、障害者の利用等も考慮し、必要かつ十分な幅を確保した上で、扉等は操作しやすく安全な形式等とすることが重要である。特に、敷居部分は、通行の支障となるような段差や隙間を生じないような形式、仕様等とすることが重要である。
- ② 出入口の戸は、開閉しやすい形式のものを設置することが重要であり、引戸とすることが望ましい。この際、危険な隙間への挟まれ防止に配慮した形式とすることが重要である。また、開き戸を設ける場合も、開閉時の安全性に配慮した形式とすることが重要である。
- ③ 車いす使用者が戸の開閉や出入りを行うために必要なスペースを確保することが望ましい。
- ④ 出入口の戸のガラス等は、衝突時の事故防止等に配慮することが望ましい。
- ⑤ 視覚障害者の利用に配慮して、点字や浮き彫り文字により表示を行うことが有効である。

(7) 建物に出入りしやすい昇降口、玄関

- ① 建物に出入りしやすいよう、分かりやすい位置に、昇降口、玄関及び受付の配置を計画することが重要である。また、運営面でのサポート等の観点から、職員室や事務室等の配置にも考慮して計画することが重要である。
- ② 昇降口、玄関は、床面を滑りにくい仕上げとし、車いす使用者の通過を妨げるような段差を設けず、必要かつ十分な幅を確保するなど、安全かつ円滑に通過できるように配慮することが重要である。やむを得ず段差が生じる場合は、適切なスロープ、段差解消機等を設置することが重要である。その際、一足制を採用することなどにより段差を解消するなど、ハード、ソフト両面から検討することも有効である。
- ③ 出入口の前後には、車いす使用者が方向転換できるスペースを確保することが重要である。
- ④ 昇降口、玄関の戸は、開閉しやすい形式のものを設置することが重要である。また、必要に応じて、自動ドアを設置することが望ましい。
- ⑤ 昇降口、玄関の戸のガラス等は、衝突時の事故防止等に配慮することが重要である。
- ⑥ 受付の位置は、障害者、高齢者等に対する情報提供やサポート等の運営体制を考慮して計画することが有効である。
- ⑦ 出入口付近に受付カウンターやカメラ付のインターホン等の案内設備を設置することが望ましい。この場合、視覚障害者誘導用ブロックや音声等により案内設備への誘導を行うことが有効である。
- ⑧ 視覚障害者や聴覚障害者の利用に配慮して、建物や施設の情報案内を点字、音声、文字等により適切に表示することが望ましい。

- ⑨ 車での送迎が必要な児童生徒等の利用に配慮して、車いす使用者用の駐車場や車寄せには屋根を設置することが望ましい。

(8) 操作がわかりやすく、学習しやすい建築設備

- ① 建築設備は、操作しやすく、わかりやすいものとすることが重要である。
- ② スイッチ、コンセント、手洗い場等の設備は、使いやすい位置に配置することが重要である。スイッチは大型で操作が容易なボタン形式のものとするとともに、スイッチと壁の色の色相や明度、彩度の差を確保したものとすることが望ましい。水栓金具は上肢が不自由な児童生徒に配慮して操作しやすい形式とすることが重要である。また、手洗いは、車いす使用者が利用しやすいひざ下が入るスペースの確保等、車いす使用者に配慮した個所を設けることが重要である。
- ③ 放送、音響設備は、聴き取りやすいように配慮することが重要である。また、聴覚障害者に配慮して、放送、音響設備とともに文字情報を提示する電光表示板やデジタルサイネージ等を設置することが望ましい。また、避難所として学校施設を利用する場合に、授業で使用している可動式の電子黒板を活用して、案内表示することも有効である。
- ④ 施設利用者の特性や施設用途、立地環境等を考慮し、聴覚障害者の利用に配慮して教室等での磁気誘導システム¹²やデジタル無線方式の補聴援助システムや、屋内運動場等での文字表示装置等を設置することが有効である。
- ⑤ ネットワーク接続可能な設備等の円滑な導入のため、校内の各室・空間や校地内の様々な場所で ICT の活用が可能となるよう無線 LAN を整備することも有効である。

(9) 利用しやすい家具

- ① 黒板、机、いす、各種棚等の家具は、利用者の体格に配慮して設置することが重要である。
- ② 高さ等の調整が可能な机、いす、黒板等を設置することが望ましい。
- ③ 視覚障害者が楽な姿勢で読み書きを行うことができる傾斜調整が可能な机や、点字機器や教材拡大機器等を使用できる広い机面の机など、障害の特性に配慮した家具を自由に選択できるように準備しておくことが有効である。
- ④ 扉付家具については操作しやすい把手を選定することが望ましい。

(10) 適切な照明設備

施設利用者の特性、施設用途、立地環境、照明の用途等を考慮して、見やすくまぶしさのない良質な光の得られる照明器具を選定するとともに、適切な照度や間接光の採用を含

¹² 磁気誘導システム（ヒアリングループ）：音声を磁気に変え、その磁気を補聴器や受信機が受けて音声として聞くことができるようにするシステム。教室やホールの床下などに電線をループ状に敷設し、アンプ等を通して音声信号の電流を流すことにより磁場を形成するとともに、補聴器の誘導コイル（テレホンコイル）でその磁気を受信し音声信号として聞きとる固定式のシステムや、持ち運びができ必要な箇所に磁気ループをつくる移動式のシステムがある。

む照明器具の位置や向き等を計画することが重要である。

(11) 明確な色彩計画とサイン計画

色彩計画は、色相や明度、彩度の差に配慮し、その組合せ等により、エリアサイン、誘導方向サイン、案内サインなどのわかりやすい表現に十分に配慮することが重要である。その際、配慮が必要な児童生徒等の視覚面や心理面での効果または負担等を十分に検討して、円滑に移動でき、かつ、自分の位置の把握や空間認知がしやすく、円滑に移動できるよう各部の色彩計画を行うことが重要である。

おわりに

本指針においては、現時点でのバリアフリー基準の内容や、各障害の状態等を踏まえたバリアフリー化の実践例などをもとに、学校施設のバリアフリー化において必要な考え方、対応等について整理を行ったものである。各学校設置者におかれては、本指針を踏まえつつ、地域の障害者や保護者等の参画も得ながら、多様なニーズを踏まえた学校施設のバリアフリー化の計画を検討しつつ、障害の有無に関わらず、児童生徒等に対する分け隔てのない教育環境の一刻も早い構築を目指して、児童生徒等が互いを支え合い、共に学び、育つことを前提としながら、ソフト、ハード両面から取り得る対応を早急に進めていただくことが必要である。また、これら取組については、児童生徒や教職員等に対する、障害やそれから生じる当事者の困難等への理解を促進することにつながり、心のバリアフリーの促進にも極めて有効である。

公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標 (令和 8 年度～令和 1 2 年度)

令和 7 年 8 月 2 2 日

文 部 科 学 省

令和 2 年の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）及び同法施行令の一部改正により、一定規模以上の新築等を行う場合に建築物移動等円滑化基準（以下「バリアフリー基準」という。）への適合義務の対象となる特別特定建築物に公立の小中学校等（義務教育学校及び中等教育学校（前期課程）を含む。以下同じ。）が新たに位置付けられた。令和 3 年 4 月以降に新築等される公立小中学校等については、改正後の法令への対応が必要となり、既存の当該建築物についてもバリアフリー基準適合の努力義務が課せられることとなる。また、バリアフリー法の改正に係る附帯決議には、公立の小中学校について、既設であっても数値目標を示しバリアフリー化を積極的に進めることが言及された。

このことを踏まえ、文部科学省において、公立の小中学校等を対象とし、令和 2 年 1 2 月に既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化に関する整備目標を示し、その達成に向けて取組を進めてきたところであるが、現在のバリアフリー化の進捗状況を踏まえて、令和 8 年度以降の整備目標等を示し、その目標の達成に向けた整備の推進を図るものである。

1. 将来的に目指す姿

- 学校施設の特性等を踏まえ、学校施設のバリアフリー化の姿として、将来的に目指す姿は、引き続き以下のとおりとする。

○ 公立の小中学校等について、原則全ての学校施設において、車いす使用者用トイレ、スロープ等による段差解消、エレベーターの整備等のバリアフリー化がなされ、障害等の有無にかかわらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができる環境が整備されていることを目指す。

2. 令和 1 2 年度末の整備目標

- 1. で示す将来的な姿を目指しつつ、バリアフリー法に基づく基本方針における整備目標期限となる令和 7 年度末までの 5 年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標を令和 2 年 1 2 月に示し、学校施設のバリアフリー化を推進してきた。その結果、令和 6 年度時点で一定の進捗があったものの、令和 7 年度末までの整備目標に対しては、十分な進捗が見込めていない状況である。このような状況を踏まえて、これまでの整備目標を早期に達成することを目指し、令和 1 2 年度末までの整備目標を、以下のとおり示す。

(整備目標設定の考え方)

- 公立小中学校等について、優先的にバリアフリー化を図る対象として、以下の視点を踏まえ、取組の推進を図る。
 - ・学校における円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員の在籍状況
 - ・災害時における避難所の指定状況(災害対策基本法に基づく指定避難所以外の「避難所」を含む)
- 迅速な対応を進める観点から、あらゆる機会を捉えて、段階的な対応も含め、着実に学校施設のバリアフリー化を進めるとともに、長寿命化改修等の大規模改修時には、建築物移動等円滑化基準を参考に、施設全体のバリアフリー化を促進する。
- この際、現時点で円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員が在籍していない場合等においても、配慮が必要な児童生徒等の入学等の予定や将来的な動向等を踏まえ、柔軟かつ適切な対応を促進する。
- また、各地域の防災部局と連携した避難所整備やバリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針や基本構想の策定などまちづくりの観点からのバリアフリー化の取組も促進する。

(具体的な整備目標)

対象		令和7年度 (見込み)	令和12年度末までの目標	
バリアフリー トイレ		校舎	77.2%	避難所に指定されている全ての学校に整備 ※令和6年度調査時点で総学校数の約97%に相当 (数値目標)
		屋内運動場	51.3%	
スロープ 等による 段差解消	門から建物 の前まで	校舎	85.6%	全ての学校に整備する ¹
		屋内運動場	81.6%	
	昇降口・玄関等 から教室等まで	校舎	67.4%	
		屋内運動場	67.4%	
エレベーター ²		校舎	32.9%	要配慮児童生徒等 ³ が在籍する全ての学校に整備 ※令和6年度調査時点で総学校数の約43%に相当 (数値目標)
		屋内運動場	72.4%	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備 ※令和6年度調査時点で総学校数の約78%に相当 (数値目標)

¹ 小修繕や、段差解消機または既製品のスロープ等による対応を含む。

² エレベーター整備数には、1階建ての校舎、屋内運動場を含む。

³ 円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒及び教職員を指す。

3. 個別の目標設定の考え方

2. で示した整備目標について、個別の目標設定の考え方を以下に示す。

(1) バリアフリートイレ

- 災害時に避難所となる施設において、車いす使用者用トイレは、良好な避難生活を送る上で重要な機能であることから、避難所に指定されている学校における整備率を原則 100%とすることを目標とする（校舎については、令和 6 年度調査時点で総学校数の約 94%に相当、屋内運動場については、令和 6 年度調査時点で総学校数の約 97%に相当するが、屋内運動場との一体的な利用も想定し、校舎についても屋内運動場と同様の割合を目標とする）。
- この際、新築・改築時において、令和 7 年 6 月に施行された改正バリアフリー基準に基づき、トイレのある各階へ車いす使用者用トイレを設置することはもとより、既存施設についても、可能な限り複数階への車いす使用者用トイレの設置を検討し、長寿命化改修等の大規模改修時には、各階への車いす使用者用トイレの設置を促進することとする。

(2) スロープ等による段差解消

- スロープ等による段差の解消は、円滑な移動等を行う上で欠かせないものであり、全ての学校において備えるべき基本的な機能と位置付け、全ての学校を対象とし、整備率を原則 100%とすることを目標とする。
- この際、災害時における避難経路の複数動線の確保や、迅速かつ段階的な整備を図る観点から、小修繕や、段差解消機または既製のスロープ等による対応も含め、段差の解消を積極的に促進することとする。

(3) エレベーター

- エレベーターの整備については、円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員（要配慮児童生徒等）が在籍している学校においては、人的サポートがなければ、日常的な上下階の移動を円滑に行うことが困難な状況にあり、施設面での対応を急ぐ必要があると考えられることから、現に要配慮児童生徒等が在籍している学校から、エレベーターを優先的・段階的に整備していくことが必要である。
- このため、校舎、屋内運動場ともに、要配慮児童生徒等が在籍している学校において、エレベーターを原則 100%整備することを目標とする（校舎：令和 6 年度調査時点で総学校数の約 43%に相当、屋内運動場：令和 6 年度調査時点で総学校数の約 78%に相当）。

- また、現時点で円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員が在籍していない場合等においても、配慮が必要な児童生徒の入学等の見込みを早期に把握し、優先的に対応することを促進する。

4. 整備目標の達成に向けた取組目標

2. で示した整備目標の達成に向けて、その取組を推進し、また、バリアフリー化の整備内容の質の担保のための取組目標を以下のとおり示す。

(1) 整備計画の策定

- 早期のバリアフリー化を図るため、令和12年度までに原則全ての学校設置者において、バリアフリー化に関する整備計画や方針が策定されることを目標とする。
- この際、迅速かつ実効性のある整備計画の策定がされるよう、現在、ほぼ全ての学校設置者において策定されているインフラ長寿命化計画に基づく個別施設計画において、現在、計画の更新時期を迎えていることを踏まえて、整備目標の着実な達成に向けたバリアフリー化の整備に関する取組方針や具体の実施時期等について同計画に位置付けることを促進する。

(2) 当事者参画の実施

- 令和12年度時点で新築・改築、大規模改修の整備を検討している学校設置者において当事者参画が実施されること（予定含む）を目標とする。
- 当事者参画に当たっては、児童生徒や教職員、保護者を始め、地域の障害者・高齢者・妊産婦等も当事者⁴として想定し、学校整備に関する検討会等への参画やワークショップ、アンケート・ヒアリング、説明会、パブリックコメント、現地確認・類似施設見学（他の整備案件への還元）等を行うものとする。

5. 学校施設のバリアフリー化の進捗状況のきめ細かな把握

- 引き続き、整備目標に示した各事項について、その整備の進捗を定期的に把握する。
- また、各学校におけるバリアフリー化の取組の全体像が把握できるよう、ソフト対応の状況や各学校の実情に応じた代替措置等についても把握するなど、各学校施設におけるバリアフリー化の取組状況について、きめ細かく把握し、関係者と共有する。
- この際、当該把握に当たっての学校設置者の負担が過大とならないように配慮する。

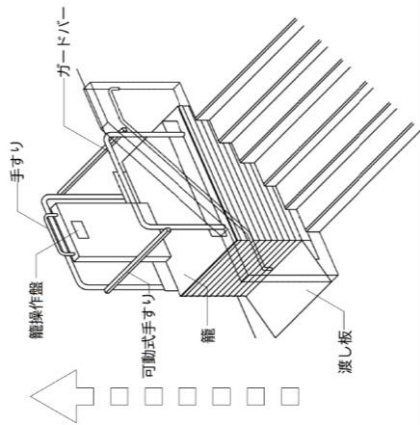
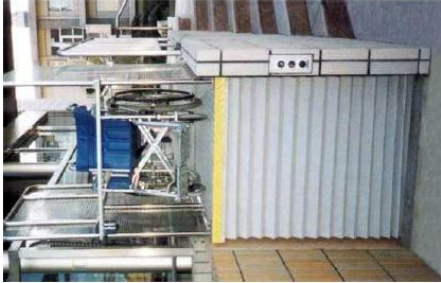
⁴ 「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」（令和7年5月国土交通省）では、「当事者とは、原則としてすべての施設利用者を指すが、多様なニーズを反映したり質の高い施設整備を進めるためには、施設の利用にあたって多くの制約を受ける障害者からのニーズを丁寧に吸い上げることができる人選を行うことが重要である。」と記されている。

学校施設に対するエレベーターの国の整備目標に係る留意事項

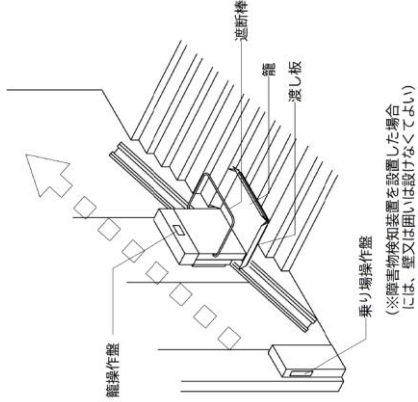
● 国の整備目標においては、**バリアフリー法施行令の国土交通大臣が定める構造の昇降機を含める一方、車椅子に座ったままでは乗降できないその他の簡易的な昇降機等**は含めないため、学校設置者は、このことを踏まえたエレベーターの設置を検討する必要がある。

バリアフリー法施行令第19条第2項第6号に掲げるエレベーターその他の昇降機の例

(1) 鉛直型段差解消機



(2) 斜行型段差解消機



※図・写真は「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(国土交通省住宅局建築指導課、R3.3)より抜粋

上記に該当しない昇降機等

(1) 階段昇降車



(2) 階段昇降機



※写真は教育委員会より提供

※写真は学校より提供

学校施設のバリアフリー化に係る国庫補助等**○ 学校施設環境改善交付金 大規模改造（バリアフリー化等）**

- 所管省庁： 文部科学省
- ・対象事業者 地方公共団体
- ・対象施設 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校
- ・対象事業 バリアフリー化等施設整備工事
（エレベーターの新設・更新や、自動ドア、スロープ、バリアフリースイッチの整備、障害のある教職員等が勤務する学校で特に必要と認められる工事 等）
- ・補助割合 1/2（保有面積が 2,000m²未満の学校及び幼稚園は 1/3）

○ 国立大学法人等施設整備費補助金

- 所管省庁： 文部科学省
- ・対象事業者 国立大学法人等
- ・対象施設 国立大学（附属学校を含む）、国立高等専門学校等
- ・補助対象 施設・設備の整備等に要する経費
- ・補助割合 定額

○ 私立学校施設整備費補助金

- 所管省庁： 文部科学省
- ・対象事業者 学校法人、準学校法人
- ・対象施設 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程及び高等課程に限る）
- ・対象事業 エレベーター、自動ドア、スロープ等の設置等のバリアフリー化工事
（「建築物移動等円滑化基準」を満たすために実施する工事等）
- ・補助割合 1/3（小学校～特別支援学校、専修学校（高等課程））
1/2（大学～高等専門学校、専修学校（専門課程））

○ **バリアフリー環境整備促進事業**

所管省庁： 国土交通省

- ・対象事業者 地方公共団体、都市再生機構、民間事業者、協議会
- ・補助対象地域 三大都市圏の既成市街地等、人口 5 万人以上の市、都市機能誘導区域の駅周辺、バリアフリー基本構想、移動等円滑化促進方針、バリアフリー法第 14 条第 3 項に基づく条例を策定した区域 等
- ・対象施設 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する建築物、バリアフリー条例による規制の対象となる建築物
- ・対象事業 既存建築物バリアフリー改修事業
- ・補助割合 1/3

○ **公共施設等適正管理推進事業債**

所管省庁： 総務省

- ・対象事業者 地方公共団体
- ・対象事業 ユニバーサルデザイン化のための改修事業
(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律に基づく公共施設等のバリアフリー改修工事)
- ・事業年度 令和 4～8 年度
- ・充当率 90%
- ・交付税措置率 30% (財政力に応じて 30～50%)

○ **緊急防災・減災事業債（大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備）**

所管省庁： 総務省

- ・対象事業者 地方公共団体
- ・対象事業 指定避難所(体育館等)における避難者の生活環境の改善のための施設整備
(バリアフリー化に係る施設整備 等)
- ・事業年度 令和 3～7 年度
- ・充当率 100%
- ・交付税措置率 70%